

各 位

石川県白山市宮永市町485番地
オリエンタルチエン工業株式会社
代表取締役社長 西 村 武

当社株式の時価総額に係る猶予期間の解除に関するお知らせ

当社株式は、2020年2月の月間平均時価総額及び月末時価総額が10億円未満となり、東京証券取引所所有価証券上場規程第601条第1項第4号a（時価総額）に定める上場廃止基準に係る猶予期間に入っておりましたが、猶予期間から解除する旨の通知を東京証券取引所から受領しましたのでお知らせいたします。

記

1. 猶予期間の解除理由

東京証券取引所では、2022年4月4日に予定している市場区分の見直しに向けて、2021年4月30日付にて「市場区分の見直しに向けた上場制度の整備に伴う有価証券上場規程等の一部改正について（第二次制度改正事項）」を発表しており、当該改正により、新市場区分における上場維持基準には含まれない上場廃止基準が2021年6月30日付で削除されることとなりました。

この結果、当社株式は東京証券取引所における時価総額に関する上場廃止基準に該当しないこととなり、時価総額に係る猶予期間から解除されました。

2. 今後の見通しについて

新型コロナウイルス感染症は、未だ収束の兆しが見えておりませんが、以前に比べ景況観は少しずつではありますが好転の兆しが見えつつあります。

このような環境の下、当社といたしましては今後以下の取り組みを行ってまいります。

チェーン事業の営業活動強化として、業界ナンバーワン、オンリーワン製品による新規顧客の積極的な開拓を進め、スプロケットにつきましては外注工場の1社を吸収し子会社化することにより売上高、利益の増加につなげます。

製造面では、製造技術によりリードタイムを短縮し、製造、管理コストの低減を図ります。

金属射出成形事業につきましては、医療業界の高性能な治療機器分野におけるシェアの拡大を図ってまいります。

これらの取り組みにより、収益力の向上と企業発展のためのさらなる経営基盤の強化を推進し、企業価値の向上に取り組んでまいります。

今後とも東京証券取引所における上場を維持するよう最大限努力してまいります。

株主の皆様をはじめ関係者の皆様には多大なるご迷惑とご心配をお掛けしましたが、引き続きご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

以上